

成熟市民社会型企業法制の創造

—企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

Creating New Corporate Legal Systems for Mature Civil Society

- Restructuring Legal Systems of Corporation,

Finance and Capital Market and Asian Challenges —

平成23年度実績報告

<教育研究拠点形成実績の概要>

研究計画の最終段階であるこの2年間で1億円の予算減額で、研究の実施には一定の制約が生じたことはやむをえないところであるが、大型シンポジウムやデータベース構築、国際アンケート等の規模を縮小し、人間集約型の研究会、国内シンポジウム等の一層の活性化を図ることで対応してきた。そうした努力により、本年も一定の拠点形成実績を挙げることができたと考えられる。また21世紀COE以降グローバルCOEに至る研究活動を通じて、各研究企画責任者がGCOEとは別に研究資金獲得する例が増えつつあることは、我々の研究拠点が存在することに伴う成果と考えられる。本拠点は日本の法制度論の展開にとってなくてはならない存在となっている。その理由はどこまでも人間の顔をした企業法制、金融資本市場法制の創造を目指してきたその視点の重要性が様々な場面において意識されざるを得ない状況が多角的に生じているためである。とりわけ東北大震災、福島原発問題は日本の法律学が想定したくないことは想定しないという発想を優先させてきたこと、さらにはグローバル金融危機が結局は国内における格差貧困と弱小国の犠牲を生み出すものであり、そこでも想定外に甘い法制と人間を見つめない市場主義的発想への反省をもたらした。こうした状況は本拠点の問題意識の重要性を浮き彫りにしているものと考えられる。

本拠点では、旺盛な研究活動に若手研究者が常に従事することで、研究と教育が同時進行的に一体として実施されている。特に法科大学院経由で博士後期課程に行けばよいという発想が主流であった法律学の分野で、若手研究者養成は著しく衰退しているが、その中において本拠点の若手研究者養成に対する貢献には特筆に値するものがある。早稲田大学では学部の成績優秀者による大学院への自己推薦入学志望者が急増してきており、とりわけ卒業成績優秀者の研究者志望が目立ってきている。また、若手研究者の就職状況は非常に好調であり、多くの人材の供給源となっている。21世紀COEの時から刊行している紀要はすでに2012年3月末の段階で32号を数えている。21世紀COE叢書

全8巻に蓄積された知見と一体となって、本拠点の研究成果の豊かさを物語っている。メルマガ登録者は1万2000人を超えており、ニュースレターも日本語版、英語版が14号を数え、知財のニュースレターも30号となっている。高い評価を受けている知財英文判例データベースの判例数は欧州と日本も含めて3265件数に達しており(2012年3月末日現在)、世界中の知財関係者にとって共有する財産となっている。

<教育研究拠点形成に係る成果>

第一に、我々が中心になって構想してきた「アジア域内プロボンド市場」構想は、政府の新成長戦略にも取り入れられ、東証AIMを活用した東京プロボンド・マーケットが金融庁の認可を得て発足し、オランダ銀行による債券上場が第一号となった。この構想はASEAN+3を巻き込んだ大きな構想であり、ユーロ市場に匹敵するほどの市場を目指す第一歩が記されたことになる。アジアの経済力はきわめて大きい、こうした構想については、日本の法制面での指導力が遺憾なく発揮された。この構想の中心に日本が、とりわけ早稲田が存在することについては、我々の問題意識である比較法の総合力そして日本の法律学の力に負うところが大きい。この構想の段階でアジアの資本市場法制・会社法制の各国比較対照表もできているが、今後は民法等の私法、執行法、自主規制の意義等、アジア法制の実質的な調整が課題となる。

第二に、基礎法研究グループが、EU市民権の創設から現在までの状況を検討したことは、アジア共同体構想へと向かう契機となる可能性がある。

第三に、憲法研究グループは、憲法と経済秩序に関する学外の最高レベルの研究者と一体の研究会を継続しており、その成果が「憲法と経済秩序Ⅲ」(企業と法創造8巻3号)として結実した。

第四に環境法研究グループはメキシコ湾油濁事故と福島第一原発事故に関する損害概念についての国際シンポジウムを開催し、現在申請中の新学術領域研究に結びつけた。

第五に、刑事法グループは、21世紀COE以来一貫して実施してきた世界のコンプライアンス・プログラムのアンケート調査を継続的に実施し、最終年度の取り纏めに向かって研究内容の集約に取りかかっている。これには国際的な強い関心が寄せられている。

第六に、労働法・社会保障法グループが両者の統合を目指す新しい社会法の構想を打ち出していることには広く注目が集まってきている。ここでの問題意識は格差・貧困問

題を包含する新しい法整備支援構想として新学術領域研究申請の柱となっている。

第七に、北欧法研究グループは大がかりな現地調査を実施し、北欧における企業と社会の関係について新たな知見を得ており、その成果を公表するための作業中である。

第八に、知財法制研究グループは特に推進するようこの要望が常に付されることもあり、その研究を継続しかつ深めている。

第九に、経営・経済学グループは企業統治に関する研究成果を多方面に公表し、多くの関心呼んだ。また監査論研究グループは、監査における懐疑主義に関する大型国際会議の実施に向けてその準備作業を行い、本年6月の開催に結びつけたところである。

季刊 『企業と法創造』 発刊

季刊 企業と法創造 「特集・IFRSの展望」(通巻第三十号)、「特集・憲法と経済秩序III」(通巻第三十一号)、「特集・韓国商法改正」(通巻第三十二号)が発刊されました。内容は本研究所のホームページでも閲覧できます。

特集・IFRSの展望 (通巻第三十号)

巻頭言 IFRSの展望

辻山栄子

第1部 IFRSアドプシヨンの展望—US, カナダ, そして世界の実情

国際シンポジウム: IFRSアドプシヨンの展望 —US, カナダ, そして世界の実情

講演(1) IFRSの独占: 財務報告におけるハーメルンの笛吹き男

Shyam Sunder

講演(2) カナダにおけるIFRSアドプシヨンと最近の基準設定に関する見解

Karim Jamal

挨拶

上村達男

パネルディスカッション

(モデレータ) 辻山栄子

(パネリスト) Shyam Sunder・Karim Jamal

第2部 日韓比較・国際知的財産法研究(8)

中国国際私法立法の新たな発展

—日韓共同提案における知的財産権準拠法規定を兼ねて—

郭 玉軍

中国国際民事訴訟法からみた日韓共同提案

李 旺

知的財産權에 관한 國際私法原則 (韓日共同提案)

关于知识产权的国际私法原则(日韓共同提案)

(2010年10月14日版案)

第3部 個別論文・翻訳

越境する企業の自己憲法化

—企業行動指針の私的性格と国家的性格の統合について—

G. トイブナー・糊澤能生(監訳)

2011年韓国商法(会社編)改正の意義—ガバナンス関係を中心として—

韓 敬新

中国会社法における「司法解釈三」に関する検討

陳 景善

中国における住宅積立金制度のあり方

趙 廉慧

中国における民間貸借ネットワークに関する法制度研究

李 愛君

GCOE通信 山崎 尚・陳 景善・韓 敬新

特集・憲法と経済秩序 III (通巻第三十一号)

新放送法における放送の自由—通販番組問題を中心として
鈴木秀美

経済秩序と「憲法／国際法」—International Constitutional Law / Constitutional International Law— 江島晶子
グローバリゼーション・法システム・民主的ガバナンス—オリヴィエ・ジュアンジャン教授の議論を手がかりに— 岡田信弘

「よりよき立法 (mieux légiférer)」—フランスにおける社会・経済の変容と統治の正統性— 只野雅人
政治的憲法 (Political Constitution) 論の歴史的条件—イギリスにおける「憲法と経済秩序」の一側面— 愛敬浩二
憲法学からみた東日本大震災—復旧と復興への一視点— 中島 徹

ドイツ法上の職業と営業の概念
オッカムにおける法, 権利, 財産 赤坂正浩
長谷部恭男

《資料》 研究会における質疑応答
鈴木秀美報告をめぐる質疑応答
江島晶子報告をめぐる質疑応答
岡田信弘報告をめぐる質疑応答
只野雅人報告をめぐる質疑応答
愛敬浩二報告をめぐる質疑応答
中島徹報告をめぐる質疑応答
赤坂正浩報告をめぐる質疑応答
長谷部恭男報告をめぐる質疑応答

あとがき 中島 徹

GCOE通信 金澤 孝・山本真敬

特集・韓国商法改正 (通巻第三十二号)

巻頭言：2011年韓国会社法改正 尾崎安央

第1部 韓国商法改正セミナー
韓國의 2011년 改正 會社法의 大變化와 課題 宋 鐘俊
韓國の2011年改正会社法の大変化と課題
새로운 企業類型 (LLC, LP), 種類株式 및 社債制度 金 淳錫

新たな企業類型 (LLC, LP), 種類株式と社債制度
개정상법상 국제적 조류와의 조화를 추구한 규정들에
관한고찰 權 載烈
改正商法上の国際的潮流との調和を追求する規定に関する
考察

한국의 상법개정과 지배구조 관련규정의 변화 楊 萬植
韓國の商法改正と支配構造関連規定の変化
—1997年のIMF管理体制以後から2011年の改正に至るまで

第2部 比較信託法制：欧州の研究者との対話
(Dialogues on Comparative Law of Trusts)

はじめに 渡辺宏之
Introduction

The Essence of the Trust and the ambiguity of the notion of
property (Interview with Professor Paul Matthews)

Paul Matthews
Hiroyuki Watanabe

"Principles of European Trust Law" and "Draft Directive on
Protective Funds" (Interview with Professor Kenneth Reid)
Kenneth Reid
Hiroyuki Watanabe

Recognition and Introduction of the Trust in Hungary and
Russia from the view of Comparative Law (Interview with
Professor Gábor Hamza)

Gábor Hamza
Hiroyuki Watanabe

第3部 研究ノート

デンマークとスウェーデンにおけるCSRと法人処罰
松澤 伸・田川靖紘・福山好典

第4部 個別論文

Technology transfer and knowledge transfer activities in Italy:
a detailed analysis

Luca Escoffier・Adriano La Vopa・

Shiva Loccisano・Marcello Puccini・Phyl Speser

企業統治の一体化の可能性に関する検討

—ベンチャー企業法制を中心として— 于 莹

中国会社法における合併制度と少数株主保護 陳 景善

中国における特殊設備事故責任強制保険制度の研究

王 萍

日本における証券取引法監査制度の生成と内部統制

—正規の財務諸表監査と内部統制の関係を中心に—

金 婧

第5部 研究所ニュースレター (2011年度)

Volume 11 Spring 2011

Volume 12 Summer 2011

Volume 13 Fall 2011

Volume 14 Winter 2012

GCOE通信 尾形 祥・福山好典・張 睿暎

Symposium & Seminar

本研究所では多くの研究会・シンポジウムが随時開催されています。ここではその一部をご紹介します。

■アジア・東京 債券市場創設フォーラム2 ～アジアと日本の金融資本市場発展のために～

(2012/02/02 開催)



去る2010年11月に、東証グループと早稲田大学GCOEとの共催フォーラム第一回を開催しましたが、その後1年3か月が経過し、その間、アセアン+3の枠組みで行ってきたABMF(アセアン+3・ボンドマーケット・フォーラム)の活動にも大きな進展がみられました。具体的には、アジア開発銀行ADBを中心として、特に日本の官学民(今回のフォーラム共催の両者も参加)の共同のイニシアチブにより、域内各国の官民による共同のグループが立ち上がり、アジア域内に共通の債券市場を創設しようとする壮大なプロジェクトが進みつつあります。まずはその第一フェーズとして、一昨年の9月から本年の1月までの17か月をかけて、域内11カ国・地域の債券市場ガイドの作成を終え、その成果をベースとして、この2月からは、各国の債券市場のプロ市場部分を結び付けていき、域内共通の債券発行プログラムと新たな市場プラクティスを創り出すための第2フェーズに入ります。そこで、まだ日本国内ではあまり知られていない最新の情報に加え、今後の展望や我が国にとっての意義といったことを披露するべく、本フォーラムを開催しました。

【開会挨拶】

東京証券取引所グループ 常務執行役 浦西友義
早稲田大学GCOE《企業法制と法創造》総合研究所所長 教授 上村達男

【特別講演】

「アジアと日本とをつなぐ金融～金融資本市場及び金融産業の活性化に向けて」

金融庁総務企画局参事官 小野尚



【第一部: 新リスティング市場 (TOKYO PRO-BOND Market) について】

「早稲田大学の取組と日本とアジアにとっての意義」

早稲田大学 法学学術院教授 犬飼重仁

「東証グループ新市場の概要と取組みの現状」

東証グループ (TOKYO AIM取引所CEO) 村木徹太郎

「新市場創設の意義」

パークレイズキャピタル証券ディレクター 鈴木裕彦

「日本版スクーク市場創設とTOKYO PRO-BOND活用の可能性」

日本証券業協会 国際部 部長 椎名隆一

「新市場への期待とRAPS活動の意義」

長島・大野・常松法律事務所弁護士 早稲田研究会共同座長 築瀬捨治

【第二部: ASEAN+3の官民協力の枠組みによるアジア域内プロ向け共通債券市場創設に向けたABMI/ABMFの活動の現状と展望について】

「ABMIとABMFの意義について」

財務省国際局 地域協力企画官 岩井和司

「ABMF第1フェーズの活動成果と今後の展望」

日本銀行 (前アジア開発銀行エコノミスト・地域経済統合室) 山寺 智

「ABMF第2フェーズの取組と日本の対応」
東証グループ（TOKYO AIM取引所CEO） 村木徹太郎

「ABMF第2フェーズの具体的課題」
早稲田大学 法学大学院教授（ADBコンサルタント） 犬飼重仁

【第三部: パネルディスカッション - アジアと日本の新市場の重要性について】

司会：早稲田大学 犬飼重仁

ABMFサブ・フォーラム1議長 TOKYO AIM取引所CEO 村木徹太郎

日本銀行 山寺 智

日本証券業協会 国際部 部長 椎名隆一

パークレイズキャピタル証券 ディレクター 鈴木裕彦

長島・大野・常松法律事務所 弁護士 築瀬捨治

NTTデータ グローバル推進担当部長（ADB SF2コンサルタント） 乾泰司

【共催】

早稲田大学GCOE《企業法制と法創造》総合研究所
東京証券取引所グループ



■国際シンポジウム

「IFRSのいま——IFRSを取り巻く現代的課題」

(2012/02/09 開催)

近年のIFRSを廻る問題は、①過度の公正価値志向による弊害、②各国の複雑な政治力学とアドプションとの関係をめぐる問題の二つに大別できます。

本シンポジウムでは、この二つの論点について、世界的に著名な論者を招聘し、講演を行っていただきました。引き続き行われたパネルディスカッションは1時間半にもわたり、会場の参加者から寄せられた質問を踏まえた熱のこもった討論が行われました。200名を超える参加者があり、盛況をもって終了しました。

【基調講演】

Dr. Yuri Biondi（フランス国立科学研究センター エコール・ポリテクニク）

「公正価値会計の問題点—批判と代替案」

Prof. Tomo Suzuki（イギリス・オックスフォード大学教授）

「会計のグローバルスタンダード化の政治力学」

【パネルディスカッション】

モデレータ：辻山栄子（早稲田大学教授）

■《企業法制と法創造》第15回研究会（企業と刑事制裁）

(2012/03/03 開催)

【テーマと報告者】

樋口亮介（東京大学准教授）

「組織内における個人の過失」

福知山線脱線事故、明石歩道橋事件のように、組織・企業の活動に伴い、人を死傷させる事故が発生した場合に、その組織・企業に属する自然人をいかなる場合に、過失結果判として処罰するかを明らかにすることを議題として、報告が行われました。樋口教授より最新の研究動向が紹介され、系譜学的アプローチをもとに、まず、企業・組織が負うべき義務を確定し、これに属する自然人がその組織・企業における役割に応じて、過失責任を負うべきことが主張されました。

■地球環境問題と企業の責任 第2回研究会

(2012/03/08 開催)

【テーマ】行政法学からみた原子力規制の特殊性と問題
—先端科学技術利用の規制にかかわる組織、手続そして
司法審査手法—

【報告者】首藤 重幸（早稲田大学大学院法務研究科教授）

【パネリスト】

首藤 重幸

淡路 剛久（早稲田大学大学院法務研究科教授）

越智 敏裕（上智大学法学部教授）

大塚 直（早稲田大学大学院法務研究科教授）

日本における最新の原子力規制の動向について、諸外国における規制と比較しながら、まだ不十分である点や今後のあり方などを報告いただきました。続くディスカッションでは、参加者からの質問の加わり、非常に活発な議論が行われました。

■第33回RCLIP研究会「アメリカ特許法の差止請求権制度の差について」

(2012/03/05 開催)



米国ITCにおける差止による救済の要件は、通常の米国の裁判所とは明らかに違うことから、ITCは、米国における唯一かつ最重要な特許訴訟の場となってきました。本セミナーでは、特許侵害訴訟の侵害差止要件について米国地方裁判所とITCとを比較し、個々の要件の理由づけと正当性について検討しました。

【報告者】クリストフ・ラーデマッハ（早稲田大学高等研究所助教）

【コメンテーター】竹中 俊子（ワシントン大学ロースクール教授）

【主催】早稲田大学GCOE《企業法制と法創造》総合研究所 知的財産法制研究センター(RCLIP)

【共催】早稲田大学知的財産形成研究所(IIIPs Forum)

※詳しい内容については、知的財産研究センター発行のニュースレターに掲載されております。

■日中海法共同研究会・講演会

(2012/04/13 開催)

【開会挨拶】椿 弘次（海法研究所所長・早稲田大学教授）
張 守文（北京大学法学院院長・教授）

【テーマと報告者】

「中国におけるロッテルダム・ルールの研究現況」

張 永堅（中国远洋控股股份有限公司・取締役会秘書）

司会者・コメント： 雨宮 正啓（弁護士・海法研究所研究員）

「中国海商法と民商法との関係について」

郭 瑜（北京大学法学院准教授）

司会者・コメント：箱井 崇史（早稲田大学教授）

【共催】

海法研究所（早稲田大学総合研究機構）

グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所

■ 2012年度 第1回 社会法研究会

(2012/04/21開催)



本企画グループでは、近年の雇用形態の多様化、及びそれに伴う貧困の拡大を受け、貧困の拡大を防止するためには、労働法と社会保障法を統合した「新たな社会法」という法制度の確立が急務と考え、継続的に研究を重ねてきました。今回もその一環として、政府が進める「税と社会保障の一体改革」及び「雇用政策研究会報告」に対して議論を行い、問題提起を試みました。報告に引き続き行われた質疑応答では、特に、労働法と社会保障法を一体化することによどのような意義があるかについて、活発に議論がなされました。

【報告者】菊池馨実（早稲田大学教授）

【テーマ】『税と社会保障の一体改革』成案への提言」

【報告者】島田陽一（早稲田大学教授）

【テーマ】「雇用政策研究会報告『持続可能な活力ある社会を実現する経済・雇用システム』をうけて」

※以下、その他に定期的に開催されている研究会の主なものについて、一覧を掲載します(2~4月)。今後の開催予定・内容、研究会への参加については当研究所のホームページをご確認ください。

■消費者法判例研究会

2012/03/16 第7回

【報告者】小笠原奈菜(山形大学)
【テーマ】契約締結過程における説明義務違反の法的性質(最高裁判所第二小法廷平成23年4月22日判決(民集65巻3号1405頁))

2011/04/13 第8回

【報告者】谷江陽介(東海大学)
【テーマ】放送受信契約をめぐる法的問題—裁判例の動向および今後の展望

■金融商品取引法・アメリカ資本市場法制研究会

2012/03/22 第41回金商法研究会

【報告者】清水真人(徳島大学准教授)
【テーマ】「米国における独立取締役制度の歴史的展開—投資会社独立取締役制度が大規模公開会社取締役会改革論に与えた影響について—」

2012/04/27 金融商品取引法・アメリカ資本市場法制研究会

【報告者】菊田秀雄(駿河台大学准教授)
【テーマ】「無登録業者による未公開株等の取引に関する対応について—平成23年金商法改正」

■商法研究会

2012/02/03

【報告者】黒沼悦郎(早稲田大学教授)
【テーマ】最三小判2011(平23)年09月13日金判1376号33頁(西武鉄道事件)
有価証券報告書等に虚偽記載がなければ有価証券を取得しなかった投資者に生じた損害の額

【報告者】岸田雅雄(早稲田大学教授)
【テーマ】さいたま地判2011(平23)年09月02日金判1376号54頁
社債の引受けと取締役会の権限および取締役の善管注意義務・忠実義務

2012/02/24

【報告者】川島いづみ(早稲田大学教授)
【テーマ】東京高判2011(平23)年09月27日資料版商事333号39頁(HOYA株主総会決議取消請求事件控訴審判決)
株主総会の否決決議と決議取消しの訴え

【報告者】周 劍龍(獨協大学教授)
【テーマ】大阪地判支判2010(平22)年09月13日金判1352号37頁(株式会社富士工務店事件)
吸収分割において承継された分割会社の債務にかかる保証債務の帰すう

2012/03/15

【報告者】和田宗久(早稲田大学准教授)
【テーマ】最一小判2011(平23)年10月27日金判1380号46頁(安曇野市公金支出差止め住民訴訟事件)
地方公共団体による第三セクターの債務に関する損失補償契約の効力

【報告者】笹岡 愛美(流通経済大学)
【テーマ】東京地判2008(平20)年08月28日金法1861号39頁
第三者割当増資における仮払込みとその効力

2012/04/09

【報告者】林孝宗(早稲田大学)
【テーマ】東京高判2011(平23)年04月13日金判1374号30頁(ニイウスコー株式会社事件)
有価証券報告書等の虚偽記載による発行会社とその連結子会社の損害賠償責任

【報告者】山田泰弘(立命館大学教授)
【テーマ】東京地判2010(平22)年11月29日金法1918号145頁、判タ1350号212頁
会社分割の分割会社に対する銀行の債権につき会社法22条を類推適用することの可否

■Organizational and Financial Economics Seminar

2012/04/23

【報告者】Yupana Wiwattanakantang (Assistant Professor, Department of Finance/Strategy and Policy, Business School, National University of Singapore)
【テーマ】Are US CEOs underpaid?

イベントのお知らせ

本GCOE主催イベントの最新情報は、ホームページをご覧ください。<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

国際公開シンポジウム「国境を越える市場と公共性」

【日時】6月22日 10:30～18:00
 【場所】早稲田大学早稲田キャンパス 大隈小講堂
 【趣旨説明】 榎澤能生(早稲田大学 法学大学院 教授)
 【報告者とテーマ】
 「企業法制における市場の論理とデモクラシーの論理」
 上村達男(早稲田大学 法学大学院教授)
 「国家性と国境を越える市場」
 ロルフ・クニーパー(ブレーメン大学法学部 名誉教授)
 「トランスナショナルな公共性から見たTPPの法的諸問題」(仮題)
 ジェイン・ケルシー (オークランド大学法学部 教授)
 【パネルディスカッション】 司会：榎澤能生
 パネリスト： 清水章雄(早稲田大学 法学大学院 教授)
 広渡清吾(専修大学 法学部 教授)
 上村達男、ロルフ・クニーパー、ジェイン・ケルシー

2012年度第2回社会法研究会

【日時】6月23日 14:00～18:00
 【場所】早稲田大学早稲田キャンパス 9号館5階第一会議室
 【報告者】 葛西まゆこ (東北学院大学准教授)
 【テーマ】「憲法学における社会権の理論動向」
 【報告者】 丸谷浩介 (佐賀大学教授)
 【テーマ】「イギリス福祉改革法にみる求職者支援法の課題」

グローバル特許権行使戦略セミナー

「米国特許法改正及びE U知的財産権行使指令の影響と日本企業戦略トレンド」

【日時】6月30日 13:30～18:10

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス 小野記念講堂

<第1部>

基調講演

Mark Lemley, Professor of Law, Stanford Law School

「米国特許権行使制度：統計的データからの分析」
 パネルディスカッション「訴訟提起準備に関する争点」
 (警告状、証拠入手手続、フォーラムショッピング等)

司会：Christoph Rademacher, 早稲田大学高等研究所助教
 パネリスト:

Paul Meiklejohn, Partner, Dorsey & Whitney, Seattle

Tilman Muller-Stoy, Partner, Bardehle Pagenberg, Munich

Felix-Reinhard Einsel, Partner, Sonderhoff & Einsel, Tokyo

Mark Lemley, Professor of Law, Stanford Law School

<第2部>

講演

遠藤 嘉浩 (本田技研工業株式会社 ブランド・知財企画室)

「日本企業特許世界戦略のトレンド」

パネルディスカッション「特許無効の主張と抗弁」

(米国改正法による新たな付与後異議制度等の活用、無効抗弁が認められないドイツの訴訟制度の長短等)

司会：竹中 俊子, Professor of Law, University of Washington Law School

パネリスト:

Jan B. Krauss, Partner, Boehmert & Boehmert, Munich

Christof Karl, Partner, Bardehle Pagenberg, Munich

Douglas F. Stewart, Partner, Dorsey & Whitney, Seattle

萩原 弘之, Partner, Ropes & Gray, Tokyo

遠藤 嘉浩, 本田技研工業株式会社 ブランド・知財企画室

編集・発行

早稲田大学グローバルCOEプログラム

成熟市民社会型企業法制の創造 —企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

<<企業法制と法創造>>総合研究所

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学1号館308-1

TEL: 03-3208-8408 Fax:03-5286-8222

メールアドレス: webmaster@globalcoe-waseda-law-commerce.org

ホームページ: <http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

拠点形成責任者: 上村達男

編集: 伊原美喜 (グローバルCOE<<企業法制と法創造>>総合研究所 事務局)